

「子どもたちと！」－子育て支援規準－

I 子どもたちの権利の保障

1 子どもたちの権利擁護を基調にした養護を行う。

- (1) 集団生活を通じて人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重できる人間性を育成する。
- (2) 職員は、協議会が別途策定した〔職員の心得〕を正しく理解し、子どもたちの福祉向上のために努力しなければならない。
- (3) 体罰やプライバシーの侵害、その他の人格侵害に当たる行為を禁止する。
 - ア 子どもに対する体罰を禁止し、暴力、言葉による脅かし等の不適切な関わりの防止と早期発見に努める。
- (4) 国籍、信教、信条、社会的身分等による差別的な処遇を禁止する。
- (5) 権利擁護に関する規則を施設管理規程等に明示する。
 - ア 子どもの権利を擁護することを目的として、「子どもの権利擁護委員会」を配置し具体的に対応する。
 - イ 職員はこれらの権利擁護の決意を表明するために誓約書を提出し、重篤な違反行為があった場合は、一定の手続きを経て処分の対象となることを承諾する。
- (6) 子ども間での権利侵害が起きないように施設全体に徹底する。

2 子どもの意見を尊重した生活の場を確保する。

- (1) 子どもの意見や要望を反映した育成・支援計画を作成し、実施する。
 - ア 子どもが意見や要望を表明し、それが聞き入れられ、あるいは検討される場を確保する。「子どもの権利擁護委員会」が中心となり対応する。

II 子どもたちの成長・発達の支援

1 子どもたちの発達に応じた責任や義務の意識を育む指導や教育を実施する。

- (1) 権利行使や責任・義務が一体のものであることを、ふだんの生活を通じて学べる指導を行う。
 - ア 日常生活のリズムを大切に、生活の場面に応じた対応能力を習得する教育を実施する。
 - イ 集団生活を通して、規則を遵守することや、規律ある生活の大切さを学べるような指導を実施する。
 - ウ スポーツやレクリエーション活動を通じてルールやペナルティーの意義を理解できるよう指導する。

エ 集団生活を通じて人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重できる人間性を育成する。

(2) これらを実現するために個々の子どもたちの児童自立支援計画に盛り込む。
また、計画の実行、見直しの機会として定期的に検討会議を実施する。

ア 子どもたちの生活、処遇に関して、ケース会議を毎月開催する。

イ 施設全体の情報共有、検討事項等に関して、全職員出席のもと職員会議を毎月開催する。

2 基本的な生活習慣、礼儀作法、公共心の習得を支援する。

(1) 基本的な生活習慣や礼儀作法を習得することの大切さを、日常生活を通じて身につけられるよう指導する。

ア 発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するように援助する。

イ 公共施設や物を大切にすることを、日常生活を通じて身につけられるよう指導する。

ウ 自然環境を大切にする心や環境破壊についての知識・関心を深める取り組みを促進する。

3 生活の資質向上を図るための環境整備を行う。

(1) 衣・食・住における環境を整え、子どもたちの個性を大切にし、要望を適切に充足させる配慮と工夫をする。

(2) 生活の資質を向上させるための計画立案と実施に関する検討機会を確立する。

ア これらを実施するために、「QOL委員会」を設置し、具体的な活動計画を立案し実行する。

4 子どもたちの健康な成長を支えるのにふさわしい食事を提供する。

(1) 子どもたちの健康の増進や栄養の改善を図る献立内容とする。

(2) 子どもたちの嗜好調査の実施検討を通じて、その嗜好を取り入れ、変化を持たせた工夫をする。

(3) 食事や調理に伴う安全衛生や食品の衛生について、常に危険管理の意識を持って適切に行う。

(4) 食材の調達、検食、残食調査等、給食に関する業務を適切に行う。

(5) 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行う。

(6) 子どもの生活時間に合わせた食事の時間を設定する。

(7) 発達段階に応じて食習慣を習得するための支援を適切に行う。

(8) これらの具体的な実行を目的として、「給食委員会」を設置する。

ア 給食委員会は子どもたちの「食」に関して検討するため毎月開催する。

5 心身の健康の保持増進を図るよう、保健管理及び指導体制を整える。

- (1) 個々の子どもの健康についての的確な状況把握を行い、早期発見、早期治療を適切に行う。
- (2) 身体や衣服の清潔に努め、衣習慣を習得し、季節や環境に応じた対応ができるように指導を行う。
- (3) 健康維持と病気予防の習慣を身につけるよう育成指導を行う。
- (4) これらの具体的な実行を目的として、「保健衛生委員会」を配置する。

6 性について適切な知識や関心を持ち、健康な生活を過ごせるよう、教育的、組織的な指導体制を整える。

- (1) 自分の体と心の変化について関心を持ち適切に対処できる指導を行う。
- (2) 性にかかわる差別や偏見をなくすための正しい情報の提供や、指導の機会を整える。
- (3) 教育機関や保健所等との連携を深め、協力体制の確立に努める。
- (4) 性教育に関する職員の知識の向上や研修実施の促進に努める。
- (5) これらの具体的な実行を目的として、「性教育委員会」を設置する。

7 豊かな感性や創造性を育むための機会提供を積極的に行う。

- (1) 行事等のプログラムは子どもが主体的に参加できるように行う。
- (2) スポーツやレクリエーションの提供及び参加を積極的に行う。
- (3) 文化的な催し物への参加や体験の機会を設ける。
- (4) 休日等において、子どもが自発的に生活できるよう工夫する。
- (5) これらの具体的な実行を目的として、「行事委員会」を設置する。

8 安心して生活ができるよう、危機管理を徹底し安全管理・危険防止に努める。

- (1) 子どもたちへの安全教育や危険予防の教育・指導を積極的に実施する。
- (2) 安全管理・危険予防を推進するための組織を作り具体的に対応する。
- (3) 安全管理や危険予防のために関係機関や行政との連携を密に行う。
- (4) これらの具体的な実行を目的として、「安全管理委員会」を設置する。

Ⅲ 子どもたちの自立支援

1 入所に至るまでの情報交換を十分に行う。

- (1) 入所後の指導計画を策定するために十分な情報の収集を行う。

- ア 入所しようとする子どもと、その家族等に関する情報を十分に把握する。
- イ 子どもが在籍している学校等、関係機関の情報内容を十分に把握する。
- ウ 子ども家庭センターのケースワーカーとの事前情報交換や入所後の処遇方針等についての確認を十分に行う。

- (2) 新しい入所児の受け入れ態勢を十分に整える。
- (3) 入所する子どもとその家族に対し、施設のパンフレット等を用いて施設生活について説明し理解を求め、入所に伴う不安を解消するよう努める。

2 子どもたちの自立に向けて積極的な支援を行う。

- (1) 子どもと職員との間に信頼関係を構築し、常に個々の子どもの発達段階や課題に考慮した援助を行う。
- (2) 多くの生活体験を積み重ねる中で、子どもがその問題や事態の自主的解決策等を通して健全な事故の成長や問題解決力を形成できるように支援する。
- (3) 一人ひとりの子どもに応じた自立支援計画を作成し、計画に沿った生活指導を行う。
 - ア 支援計画は子どもたちの保護者、関係機関等の意見を十分に尊重したものとする。
 - イ 児童の自立（精神的・社会的・経済的）生活に必要な技術や知識習得のための支援を行う。
- (4) これらの具体的な実行を目的として、「自立推進委員会」を設置する。

3 子どもたちの将来についての可能性や希望を支援する体制を整え、学習指導や進路指導を適切に行う。

- (1) 子どもたちが発達段階に応じた将来への希望や夢を持って生活できるような創意と工夫をし、子どもたちの発達に応じた適切な学習指導を行う。
- (2) 進路決定に際しては、本人や保護者の意向を尊重して行う。
- (3) 進路の選択や決定に必要な情報の収集や提供及び進路開拓の努力をする。
- (4) 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援する。
- (5) 進路決定に関する動機づけは、中学進級時点より開始する。
- (6) 高校進学に際しては学力や熱意及び生活態度を判断基準とする。
 - ア 生活態度が著しく不調であり、不適切な影響が考えられる場合には慎重な協議に基づいて判断する。
 - イ 知的障がい、発達障がい等、特別な支援が必要な子どもたちについては、早期から見通しを立て、本人への動機付けを行った上、保護者、関係機関と十分に協議する必要がある。
- (7) 高校卒業後の進路については、本人の能力と熱意を判断基準とし、具体的な支援について検討する。

4 子どもたちの個性を育むための環境を整える。

- (1) 子どもたちの生活感情を配慮した時間、空間、設備作りをする。
- (2) 子どもたちの個性を伸ばすために、機会提供や職員のかかわりを積極的に行う。
- (3) 子どもたちのボランティア精神を育むための機会を提供する。
- (4) これらの具体的な実行を目的として、「地域交流委員会」を設置する。

5 子どもたちへの情報提供を積極的に行う。

- (1) 子どもたちの社会的知識の涵養や、行事等への参加機会の拡大に積極的に取り組む。
- (2) 子どもたちのための情報収集に積極的に取り組み、掲示等による公開を行う。
ア 収集した情報は整理して保管し、必要に応じて公開する。
イ 「行事委員会」が推進母体となる。
- (3) 子どもの発達に応じて本人の出生や生い立ち、家族の状況等について、子どもに適切な対応を行う。

6 子どもたちの持つ課題に対応できる専門性を確保・維持する。

- (1) 発達上の遅滞や様々な障がいを持つ子どもたちや、被虐待児の心理的ケアの必要な子どもに対して適切な援助を行い、必要に応じて専門的な社会的資源を活用する。
- (2) 職員の専門性向上のための、研修の実施等を通じて常に努力する。
ア 子どもが暴力、不適応行動等の問題行動をとった場合、適切な対応を行う。
- (3) これらの具体的な実行を目的として、「研修委員会」を設置する。
- (4) 職員は協議会が制定した「職員の心得」を正しく理解し、子どもたちの福祉向上のために努力しなければならない。

7 退所する子どもへの支援計画を作成し、実施する。

- (1) 計画を適切な時期に立案し、実施状況や報告に基づく対処も適切に行う。
- (2) 退所後の子どもの状況をできる限り把握する。

8 保護者と子どもたちへの支援を積極的に行う。

- (1) 保護者との信頼関係を築き、相互の協力により子どもたち自身の育つ力を伸ばすことに努力する。
- (2) 子ども家庭センターと連携し、子ども・保護者・家庭の状況に応じた適切な助言や指導、支援を行う。

- ア 強制引取り等の対応について、施設内で安全確保されるよう配慮する。
 - イ 子どもが家族等との交流が乏しい場合や希望しない場合等状況に応じて適切な援助を行う。
 - ウ 被虐待児等配慮の必要な子どものケースについては、こども家庭センターとの協議を慎重に行う。
- (3) 親子関係の調整をはかりながら、家庭復帰や子どもたちの自立を支援する。

IV 家庭や地域の子育て支援

- 1 地域の子育て支援や子どもたちの健全育成に寄与できる施設としての計画を立案し、実施する。
- (1) 子育て支援について具体的な対策を計画し、実施する。
 - (2) 地域の子どもの健全育成に寄与できるように、具体的な対策を計画し実施する。
 - (3) 「地域交流委員会」が推進母体となる。
- 2 ボランティア活動の推進に積極的に取り組む。
- (1) ボランティアの受け入れを積極的に行う。
 - (2) ボランティアの育成教育に積極的に取り組む。
 - (3) 「地域交流委員会」が推進母体となる。
- 3 子ども福祉向上について地域社会と一体となって取り組む。
- (1) 子どもが友人や地域との関係が深められるよう支援する。
 - (2) 地域の子どもたちの健全育成活動に、職員や子どもたちが積極的に参加する。
 - (3) 地域に対して「子どもに関する問題」についての啓発活動を行う。
 - (4) 「地域交流委員会」が推進母体となる。
- 4 情報の公開を積極的に行う。
- (1) プライバシーに配慮しつつ、施設の運営と生活に関する情報の公開を行う。
 - ア 機関紙を定期的に発刊する。
 - (2) これらの具体的な実行を目的として、「編集委員会」を設置する。

V 苦情解決

- 1 苦情解決に関する対応を適切に行う。
- (1) 子どもたちや保護者、住民等からの苦情を解決するための体制を整える。

(2) 協議会の開設するインターネット・ホームページ等に寄せられた苦情には、下記のように対応する。

ア 「苦情処理の窓口」を設置する

イ 寄せられた苦情への回答は、概ね2週間に一度協議会より行う。

ウ 苦情の内容が重篤なものへの対応については、協議会会長が規準推進委員会に諮問し、その助言・勧告を受けて迅速に回答する。

エ 苦情処理の検討機関として「子どもの権利擁護委員会」を充てる。

※ 各委員会は、業務分掌事項に定める

職員の心得

兵庫県児童養護連絡協議会

- 1 私たちは、「児童の権利条約」の理念を理解し、子どもの福祉を担うものとしての使命感を持ちます。
- 2 私たちは、常に自己研鑽につとめ、豊かな感性と自らの感情を律することができる理性を持ちます。
- 3 私たちは、子どもたちの人権尊重と個人の尊厳を重んじるとともに、職務上知り得た子どもたちのプライバシー（個人情報）については、守秘義務を厳守します。
- 4 私たちは、日常処遇の場に決して暴力や体罰を持ち込まないようにします。
- 5 私たちは、施設内における他職種の業務内容を理解して相互に協力するとともに専門職としての立場を自覚し、常にその人間性及び人格の向上に努めます。
- 6 私たちは、専門的な知識・技能の取得を行い、子どもたちへの養護効果を高めるとともに、施設の機能向上に努めます。
- 7 私たちは、「児童養護施設」が地域社会の要請を受け社会的責任を代行していることを理解し、職務遂行の過程で地域に開かれた施設として地域福祉の向上に寄与します。

平成12年 4月18日 制定